

(地Ⅲ185F)

平成21年11月18日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン（国内産）の接種回数、製造計画及び標準的接種スケジュールの変更等について及び新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチンの第4回出荷等のお知らせについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、別添のとおり、新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン（国内産）の接種回数、製造計画及び標準的接種スケジュールの変更等について、厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部より、都道府県新型インフルエンザワクチン担当部局宛に事務連絡がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

接種回数の変更につきましては、既に平成21年11月13日付（地Ⅲ176F）「新型インフルエンザワクチンの接種回数の見直しについて」をもってお送り申し上げたとおりであります。

更に本件では、国内産ワクチンの製造計画が見直され、平成22年1月以降に出荷される国内産ワクチンについて、バイアル製剤は全量を1mLバイアル製剤とする方針としたこと、及び標準的接種スケジュールが変更され、「1歳未満の小児の保護者及び優先接種対象者のうち、身体上の理由により予防接種できない者の保護者等」、「小学校高学年に相当する年齢の者」及び「中学生に相当する年齢の者」のスケジュールが前倒しされること、並びに「高校生に相当する年齢の者」及び「65歳以上の者」の一部が国内産ワクチンの接種対象となったことが示されております。

また、併せて、別添のとおり、新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチンの第4回出荷等のお知らせについて同省新型インフルエンザ対策推進本部より事務連絡がなされ、出荷予定日及び出荷予定量等が示されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

事務連絡
平成21年11月17日

都道府県新型インフルエンザワクチン担当部局御中

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

新型インフルエンザ (A/H1N1) ワクチン (国内産) の
接種回数、製造計画及び標準的接種スケジュールの変更等について

日頃より、新型インフルエンザ対策にご協力いただき、誠に有り難うございます。
今般、新型インフルエンザ (A/H1N1) ワクチン (国内産) の接種回数、製造計画及び標準的接種スケジュールについて、下記のとおりといたしましたので、対応方よろしくお願いいたします。

記

1. 接種回数の変更について

新型インフルエンザ (A/H1N1) ワクチン (国内産) の接種回数については、平成21年10月22日の事務連絡において、方針変更をお知らせしていたところですが、今般、9月中旬から国立病院機構において実施された健康成人に対する臨床試験の2回接種後の抗体価に関する結果等についての専門家による評価を踏まえ、別紙1のとおり、

- ・「健康成人」、「妊婦」及び「65歳以上の者」は1回接種とすること、
- ・「基礎疾患を有する者」は1回接種とするが、著しく免疫反応が抑制されている者は2回接種としても差し支えないものとする、
- ・「中高生に相当する年齢の者」は当面2回接種とするが、今後の中高生を対象とした臨床試験の1回目の接種結果等を踏まえ判断すること、

という方針で対応することといたしましたので、市町村、医療機関及び住民の方々への周知等、よろしくお願いいたします。

2. 国内産ワクチンの製造計画の見直しについて

現在、国内産ワクチンについては、0.5mLシリンジ製剤、1mLバイアル製剤及び10mLバイアル製剤の3種類が製造されています。1mLバイアル製剤と10mLバイアル製剤の製造比率については、できる限り多くの者が国内産ワクチンを接種できるよう、ワク

チンの効率的な確保と接種の際の利便性とのバランスを図るとともに、一部の製造会社の製造ラインの制約から、年内は10mLバイアルしか製造が難しいとの状況を踏まえ、決定したものです。

しかしながら、

- ・ 現在、医療現場においては、1mLバイアル製剤への要望が高まっていること、
- ・ 1. の接種回数の変更に伴い、国内産ワクチンの接種可能な人数が大幅に増加する見通しであること

など、国内産ワクチン製造を取り巻く状況が変化していることを踏まえ、今般、平成22年1月以降に出荷される国内産ワクチンについて、バイアル製剤は全量を1mLバイアル製剤とする方針といたしましたので、ご連絡します。なお、0.5mLシリンジ製剤は引き続き出荷されます。

現段階で見込まれる各月の製剤種類ごとの国内産ワクチンの出荷見込み量は、別紙2の標準的接種スケジュール（目安）の上段に掲げていますが、変動の可能性があることにご留意願います。また、10mLバイアル製剤についても当分の間、供給されることから、その有効利用についても重ねてお願いいたします。

3. 標準的接種スケジュールの変更について

上記1及び2に示す見直しに伴って、当面の「標準的接種スケジュール」（新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチンの接種に関する事業実施要綱 第2 1（1）に定める「標準的接種スケジュール」を言う。）を、別紙3のとおりといたします。平成21年10月22日の事務連絡から変更された点は、「1歳未満の小児の保護者及び優先接種対象者のうち、身体上の理由により予防接種できない者の保護者等」、「小学校高学年に相当する年齢の者」及び「中学生に相当する年齢の者」のスケジュールが前倒しされること、並びに「高校生に相当する年齢の者」及び「65歳以上の者」の一部が国内産ワクチンの接種対象となったことですので、対応方よろしくお願いいたします。

今後、中高生を対象とした臨床試験結果を踏まえた接種回数の見直しや、既発症者数の推移を踏まえた接種計画の見直しもあり得ることから、標準的接種スケジュールについても変動の可能性がありますので、ご留意ください。

なお、小児の接種時期については、平成21年11月6日事務連絡により可能であればその前倒しについてご検討をお願いしたところですが、引き続きご検討いただきますよう改めてお願いいたします。

以上

新型インフルエンザワクチンの接種回数の見直しについて

平成 21 年 11 月 11 日
厚生労働省

今般、健康成人に対する 2 回接種後の臨床試験の結果が得られたことから、新型インフルエンザワクチンの接種回数について、専門家の意見も伺いながら検討を行い、以下の方針で対応することとした。

《10 月 20 日発表時の確定事項》

- 「新型インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者」については、1 回接種とする。
- 「1 歳から小学校 3 年生に相当する年齢までの者」及び「小学校 4 年生から 6 年生までに相当する年齢の者」については、2 回接種とする。
なお、中学 1 年生に相当する者であっても接種時に 13 歳になっていない者については、2 回接種とする。

(1) 「健康成人」は 1 回接種とする。

今回の臨床試験において、20 代から 50 代の健康成人については、1 回接種で国際的な評価基準を上回る十分な抗体価の上昇がみられたこと、抗体価の上昇について 1 回接種と 2 回接種に差が見られなかったことなどから、健康成人についての接種は 1 回接種とする。

このため、「1 歳未満の乳児の保護者及び優先接種対象者のうち、身体的な理由により予防接種が受けられない者の保護者等」については、1 回接種とする。

(2) 「妊婦」は 1 回接種とする。

妊婦については、今回の健康成人を対象とした臨床試験の結果や、これまでの季節性インフルエンザでの知見、米国の妊婦に対する新型インフルエンザワクチンの臨床試験で健康成人と同様の反応が得られているとの情報等

を踏まえ、健康成人と同様、1回接種とする。なお、12月中旬に1回目の接種結果が出される妊婦を対象とした臨床試験により検証を行う。

(3)「基礎疾患を有する者」は1回接種とするが、著しく免疫反応が抑制されている者は2回接種としても差し支えないものとする。

基礎疾患を有する者については、免疫反応が抑制されていない場合には、健康成人と免疫反応に差がないと考えられることから、今回の健康成人を対象とした臨床試験の結果や諸外国の情報等も考慮し、1回接種とする。

なお、著しく免疫反応が抑制されていると考えられる者は、個別に医師と相談の上、2回接種としても差し支えない。

(4)「中高生に相当する年齢の者」は当面2回接種とするが、今後の中高生を対象とした臨床試験の1回目の接種結果等を踏まえ判断する。

「中高生に相当する年齢の者」については、10月20日の新型インフルエンザワクチンの接種回数に関する対応方針のとおり、当面2回接種とするが、今後、国内データ、海外の知見等を収集し、専門家の意見を聴取しながら、12月中に1回目の接種結果が出される中高生を対象とした臨床試験を踏まえ、判断する。

(5)「65歳以上の者」は1回接種とする。

65歳以上の者については、今回の健康成人を対象とした臨床試験の結果や、これまでの季節性インフルエンザでの知見、基礎疾患を有する者で免疫反応が抑制されていない方々との整合性等を考慮し、健康成人と同様、1回接種とする。

「19才の者」の取扱い等について

- 「中高生」とは「中学生、高校生に相当する年齢の者」のことをいう。
- 具体的には、
 - ①接種時点で満13歳以上であつてかつ
 - ②平成3年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者となる（下表参照）。
- ※ 中学生、高校生ではなくても上記の要件に当てはまる場合は該当
- 従って、「中学生、高校生に相当する年齢の者」に該当しない18才及び19才の者については、1回接種となる。
- ※ これらの者は、健康成人の臨床試験の結果や、諸外国の情報等も考慮して、20才以上の者と基本的に同様であると判断したため。

(表)「中学生、高校生に相当する年齢の者」

高校3年生に相当する年齢の者	平成3年4月2日～平成4年4月1日に生まれた者
高校2年生 "	平成4年4月2日～平成5年4月1日に生まれた者
高校1年生 "	平成5年4月2日～平成6年4月1日に生まれた者
中学3年生 "	平成6年4月2日～平成7年4月1日に生まれた者
中学2年生 "	平成7年4月2日～平成8年4月1日に生まれた者
中学1年生 "	平成8年4月2日～平成9年4月1日に生まれた者（注）

(注) (第1回目の) 接種時点で13歳未満の者を除く

【現時点での標準的接種スケジュール(目安)】

平成21年11月17日現在

国産ワクチン
 11/6前倒し検討を依頼した部分
 10/20からの変更部分
 輸入ワクチン(未定)

※「接種回数」は、成人への接種回数に換算している。
【換算の前提】

1～6歳未満：0.2ml×2回接種、6～13歳未満：0.3ml×2回接種、13歳以上の中学生、高校生に相当する年齢の者：0.5ml×2回接種、それ以外の者：0.5ml×1回接種

	単位 (成人換算)	10月		11月		12月			1月		2月		3月		年度内合計	
		前半	後半	前半	後半	上旬	中旬	下旬	前半	後半	前半	後半				
出荷数量 (予定)	国産(10mLバイアル)	万回分	45	90	173	173	248	166	378						1,273	
	国産(1mLバイアル)	万回分	73	44	166	224	324	294	81	659	580	488	349	560	3,842	
	国産(0.5mlシリンジ)	万本(万回分)			25	55		55			69	69			273	
	計	万回分	118	134	364	452	572	515	459	659	649	557	349	560	5,388	
な接種 定数量 (可能 予能)	国産(月別)	万回分	—	118	134	364	452	572	515	459	659	649	557	349	560	5,388
	国産(累計)	万回分		118	252	616	1,068	1,640	2,155	2,614	3,273	3,922	4,478	4,827	5,388	
1	インフルエンザ患者の診療に 直接従事する医療従事者		100万人【1回目】													
2	妊婦		65万人【1回目】			10～15万程度/月(接種時期を限定しない)									※0.5mlシリンジ(チメロサルフリー)は11月後半から供給する予定	
3	基礎疾患を有する者 (最優先)		600万人【1回目】			200万人【2回目】										※免疫力が著しく低下し、2回接種する方を約200万人と想定
	基礎疾患を有する者 (その他)					300万人【1回目】										
4	幼児(1歳～就学前)					600万人【1回目】		600万人【2回目】								
	小学校低学年に相当する年齢の者					350万人【1回目】		350万人【2回目】								
5	1歳未満の小児の保護者及び優先接種対象者のうち、身体上の理由により予防接種できない者の保護者等					200万人【1回目】										
6	小学校高学年に相当する年齢の者					350万人【1回目】		350万人【2回目】								
7	中学生に相当する年齢の者					350万人【1回目】		350万人【2回目】								
8	高校生に相当する年齢の者					350万人【1回目】		350万人【2回目】								
9	高齢者(65歳以上)					約1,000万人分接種		輸入ワクチン(未定) 約1,100万人分接種								※高校生及び高齢者の一部は、従来輸入ワクチンの使用を想定していたが、接種回数の変更に伴い国産ワクチンの接種を可能とした。

※製造計画や出荷数量等については、変動の可能性があります。12月下旬以降の出荷計画の具体的な数量は別途明示します。
 ※1月以降は従来10mlで製造予定としていたワクチンを1mlに切り替える予定です。
 ※輸入ワクチンについては、現在承認申請中であり、今後、具体的なスケジュールを示す予定です。
 ※本スケジュールは各カテゴリーの接種率が100%であることを前提としているため、前倒しする可能性があります。
 ※既に発症した方が接種を受けないことは考慮していません。(定点サーベイランスに基づく第28週から第45週までの累積推計患者数は約700万人)

表 標準的接種スケジュール

年月	対象者
平成22年10月	○インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者
11月	○妊婦 ○基礎疾患を有する者
12月	○1歳～小学校低学年に相当する年齢の者 <u>○1歳未満の小児の保護者及び優先接種対象者のうち、身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等</u> <u>○小学校高学年に相当する年齢の者</u>
平成22年 1月	<u>○中学生に相当する年齢の者</u> <u>○高校生に相当する年齢の者</u>
2月	○高齢者（65歳以上）

※下線部分は11月11日事務連絡による接種回数の変更に伴い、10月20日に示したスケジュールから前倒しとなった部分

事 務 連 絡
平成 21 年 11 月 17 日

都道府県新型インフルエンザワクチン担当部局御中

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

新型インフルエンザ A (H1N1) ワクチンの第 4 回出荷等のお知らせについて

日頃より、新型インフルエンザ対策にご協力をいただき有り難うございます。11月24日に国内のワクチン製造販売業者3社から、新型インフルエンザ A (H1N1) ワクチン（以下、「新型ワクチン」という。）の第4回出荷が予定されています。これに伴い、各都道府県への配分量の詳細等につきましてお知らせします。また、併せて今後の流通等に当たり下記事項にご留意のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

記

1. 新型ワクチンの第4回出荷について

(1) 出荷予定日及び出荷予定量（3社合計）は以下のとおりです。

10mL バイアル製剤： 約 161 万回投与分（11月24日出荷予定）

1mL バイアル製剤： 約 225 万回投与分（11月24日出荷予定）

0.5mL シリンジ製剤： 約 55 万回投与分（11月30日出荷予定）

合 計： 約 441 万回投与分

(注) 0.5mL を 1 回投与分（成人量）として計算しています。以下同じ。

(2) 今回、以下の3社が新型ワクチンを出荷する予定です。

- ① 財団法人化学及血清療法研究所
- ② 学校法人北里研究所

③ 財団法人阪大微生物病研究会

(3) 流通業者が医療機関まで新型ワクチンを供給するために要する期間は、出荷後1週間から10日程度です。出荷量が順次多くなっていることから、前回と比較し、出荷や流通に時間を要する場合があります。また、地域によって状況が異なりますので、引き続き関係する流通業者との十分な調整をお願いします。

2. 各都道府県への配分量の詳細について

各都道府県への第4回目の配分量の詳細は別紙1のとおりです。

3. 流通体制の整備について

(1) 今回の出荷分にも、前回同様、妊婦を対象とした0.5mLシリンジ製剤が含まれています。産婦人科等への流通体制の構築にご配慮ください。なお、厚生労働省から、(社)日本産婦人科医会に対し、同製剤の妊婦への接種について、所属会員への協力依頼、情報提供をしていただくよう依頼しています。

(2) 今後、小児の接種が本格的に行われることが想定されるため、小児科等の医療機関への流通体制の構築にご留意ください。特に、平成21年11月6日付厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務連絡「新型インフルエンザA(H1N1)ワクチンの小児への接種時期の前倒し等に関する検討について」の2.に基づき、小児に対する医療機関以外の接種場所で接種を行う場合には、卸売販売業者等との調整を行うなど流通体制にも十分ご留意ください。

4. 保存剤無添加の製剤(0.5mLシリンジ製剤、(学)北里研究所製造)について

(1) 今回も保存剤無添加の同製剤が妊婦向けに供給されます。当件については、国としても迅速かつ正確に国民に対して周知の徹底を図りますが、各自治体におかれましても、各医療機関(特に産婦人科)に対して情報提供を徹底していただくとともに、地方自治体の広報や各医療機関からの説明等を通じて、妊婦の接種希望者に対し、情報提供されるようご協力をお願いします。

(2) 同製剤は5本入り包装で供給されます。従いまして、同製剤の流通スキームでは、厚生労働省からの売り払いから受託医療機関への納入にいたるまで、販売単位が「5本」となります。1本単位での細かい配分調整ができません。

いことにつきご承知おきいただくとともに、貴管下の流通体制の整備にあたってご留意をお願いします。

- (3) 今回の出荷により、仮にすべての妊婦の方が同製剤の接種を希望した場合であっても、当面の同製剤の必要量を満たすものと考えられます。今後の同製剤については、引き続き、接種を受けていない妊婦の方や新たに妊婦となられた方の接種を行う産婦人科等に優先したうえで、なお余裕がある場合は、小児科等の他の診療科への流通体制の整備も検討をお願いします。なお、次回同製剤の出荷は12月18日を予定しています(12月7日の出荷は予定していません)。

5. その他の留意事項

今回出荷される製剤の種類は、上記の0.5mLシリンジ製剤のほか、10mLバイアル製剤と1mLバイアル製剤です。各医療機関への供給に当たって、原則として、集団的な接種を行う医療機関、規模の大きな医療機関等には主に10mLバイアル製剤を、個人病院などで1日の接種者数が少ないことが予想される医療機関や小児科等、主に小児への接種を行う医療機関には主に1mLバイアル製剤を供給するよう留意してください。

なお、1mLバイアル製剤のうち、阪大微生物病研究会の製剤は、包装単位が「2本」ですので、配分調整にあたっては、併せてご留意ください。

6. 今後の予定について

- (1) 平成21年11月17日付厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務連絡「新型インフルエンザA(H1N1)ワクチン(国内産)の接種回数、製造計画及び標準スケジュールの変更等について」において、今後の長期的な新型ワクチンの出荷数量の目安について示しています。なお、具体的な出荷数量や出荷時期については、従来どおり出荷の数週間前にお示しします。
- (2) 原則、毎月2回新型ワクチンの出荷を行うこととしていますが、12月の出荷においては、学校の冬期休暇が開始され、医療機関の年末・年始の休暇等に入る前に接種を行うことができるよう、また年始の接種時期にすみやかに必要量が確保できるよう、以下のとおり3回に分けて出荷を行うこととしています。なお、①の第5回出荷分の都道府県別供給見込量の詳細は別紙2のとおりです。

① 平成21年12月 7日 (月) 出荷予定量	約572万回分
② 平成21年12月18日 (金) 出荷予定量	約515万回分
③ 平成21年12月28日 (月) 出荷予定量	約459万回分
参考：平成21年12月合計出荷予定量	約1546万回分

(3) 平成21年12月28日の出荷については、年末・年始にかかることから、予定の変更や流通期間の延長などの可能性があります。その際に出荷される製剤の大部分が10mLバイアル製剤となりますのでご注意ください。

(4) 来年1月以降の出荷予定については、以下の事項にご留意ください。

- ① 従来予定していた10mLバイアル製剤の製造を1mLバイアル製剤に変更し、来年1月以降は、国内産ワクチンについては、全量を1mLバイアル製剤及び0.5mLシリンジ製剤で出荷することとしたこと。
- ② バイアル規格の変更に伴う生産予定量の減少を補うため、ワクチン製造企業にさらに生産体制の強化を依頼するとともに、国内産ワクチンの最後の出荷を3月まで延長し、予定通り年度内の国内産ワクチンの確保量を約5400万回分としたこと。

(5) 輸入ワクチンについては、現在、承認申請がなされているところです。輸入ワクチンにかかる出荷予定等については、別途、連絡します。

7. その他

平成21年11月17日付事務連絡「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン(国内産)の接種回数、製造計画及び標準的接種スケジュールの変更等について」の1.に示されているように、今後の中高生を対象とした臨床試験の結果を踏まえて、「中高生に相当する年齢の者」の接種回数が2回から1回に変更される可能性があります。また、優先接種対象者の全員が接種を受けること(接種率100%)を前提に現在の接種計画が作成されていますが、必ずしも全員が接種を受けないことも考えられます。

従って、今後、接種計画が前倒しとなる可能性があることから、今後の流通体制の整備に当たっては、接種状況等を踏まえて速やかな対応が図られるようお願いいたします。

第4回 都道府県供給量(1mLバイアル、10mLバイアル)

	都道府県の投 与回数合計	都道府県が各受託医療機関へ 納入決定する量		化血研製造(10mL=18回投与分)		阪大微研製造 1mL=2回投与分		
		1mL(本)	10mL(本)	1,611,360[投与回数]		10mLバイ アル合計本数	2,246,000[投与回数]	
				1,391,886回	219,474回		田辺三菱	
				アステラス	化血研	2,246,000回	1,123,000本	
01 北海道	199,446	58,062	4,629	83,322		4,629	116,124	58,062
02 青森県	46,382	13,480	1,079	19,422		1,079	26,960	13,480
03 岩手県	49,142	14,284	1,143	20,574		1,143	28,568	14,284
04 宮城県	64,004	18,646	1,484	26,712		1,484	37,292	18,646
05 秋田県	47,540	13,816	1,106	19,908		1,106	27,632	13,816
06 山形県	48,314	14,050	1,123	20,214		1,123	28,100	14,050
07 福島県	58,638	17,070	1,361	24,498		1,361	34,140	17,070
08 茨城県	86,120	25,060	2,000	36,000		2,000	50,120	25,060
09 栃木県	60,182	17,518	1,397	25,146		1,397	35,036	17,518
10 群馬県	60,568	17,630	1,406	25,308		1,406	35,260	17,630
11 埼玉県	164,340	47,844	3,814	68,652		3,814	95,688	47,844
12 千葉県	169,742	49,420	3,939	70,902		3,939	98,840	49,420
13 東京都	346,810	100,964	8,049	144,882		8,049	201,928	100,964
14 神奈川県	205,616	59,860	4,772	85,896		4,772	119,720	59,860
15 新潟県	77,154	22,458	1,791	32,238		1,791	44,916	22,458
16 富山県	35,416	10,310	822	14,796		822	20,620	10,310
17 石川県	38,484	11,214	892	16,056		892	22,428	11,214
18 福井県	23,532	6,852	546	9,828		546	13,704	6,852
19 山梨県	26,234	7,636	609	10,962		609	15,272	7,636
20 長野県	62,864	18,310	1,458	26,244		1,458	36,620	18,310
21 岐阜県	65,198	18,982	1,513	27,234		1,513	37,964	18,982
22 静岡県	113,030	32,908	2,623	47,214		2,623	65,816	32,908
23 愛知県	195,586	56,942	4,539	81,702		4,539	113,884	56,942
24 三重県	61,320	17,862	1,422	25,596		1,422	35,724	17,862
25 滋賀県	43,422	12,648	1,007	18,126		1,007	25,296	12,648
26 京都府	74,932	21,806	1,740	31,320		1,740	43,612	21,806
27 大阪府	263,078	76,594	6,105	109,890		6,105	153,188	76,594
28 兵庫県	183,942	53,568	4,267	76,806		4,267	107,136	53,568
29 奈良県	36,210	10,554	839	15,102		839	21,108	10,554
30 和歌山県	37,402	10,898	867	15,606		867	21,796	10,898
31 鳥取県	18,556	5,408	430	7,740		430	10,816	5,408
32 島根県	23,532	6,852	546	9,828		546	13,704	6,852
33 岡山県	60,568	17,630	1,406	25,308		1,406	35,260	17,630
34 広島県	94,438	27,500	2,191	39,438		2,191	55,000	27,500
35 山口県	50,538	14,712	1,173	21,114		1,173	29,424	14,712
36 徳島県	28,164	8,196	654	11,772		654	16,392	8,196
37 香川県	34,684	10,106	804	14,472		804	20,212	10,106
38 愛媛県	47,530	13,856	1,101	19,818		1,101	27,712	13,856
39 高知県	29,360	8,560	680	12,240		680	17,120	8,560
40 福岡県	170,200	49,532	3,952		71,136	3,952	99,064	49,532
41 佐賀県	84,868	24,704	1,970		35,460	1,970	49,408	24,704
42 長崎県	54,392	15,838	1,262		22,716	1,262	31,676	15,838
43 熊本県	61,338	17,862	1,423		25,614	1,423	35,724	17,862
44 大分県	41,896	12,200	972		17,496	972	24,400	12,200
45 宮崎県	32,790	9,546	761		13,698	761	19,092	9,546
46 鹿児島県	53,238	15,504	1,235		22,230	1,235	31,008	15,504
47 沖縄県	26,620	7,748	618		11,124	618	15,496	7,748
全国	3,857,360	1,123,000	89,520	1,611,360		89,520	2,246,000	1,123,000

第4回 都道府県供給量(0.5mLシリンジ)

	都道府県 の投与回 数合計	都道府県が各 受託医療機関 へ納入決定す る量	(学)北里研究所製造 550000回分 110000箱	
	回数	箱数(5本入)	55000 箱	55000 箱
			第一三共	北里薬品
01 北海道	20,600	4,120	2,060	2,060
02 青森県	5,200	1,040	520	520
03 岩手県	5,200	1,040	520	520
04 宮城県	10,000	2,000	1,000	1,000
05 秋田県	3,800	760	380	380
06 山形県	4,600	920	460	460
07 福島県	8,600	1,720	860	860
08 茨城県	12,400	2,480	1,240	1,240
09 栃木県	8,600	1,720	860	860
10 群馬県	8,600	1,720	860	860
11 埼玉県	30,600	6,120	3,060	3,060
12 千葉県	26,400	5,280	2,640	2,640
13 東京都	53,400	10,680	5,340	5,340
14 神奈川県	40,000	8,000	4,000	4,000
15 新潟県	9,200	1,840	920	920
16 富山県	4,400	880	440	440
17 石川県	5,200	1,040	520	520
18 福井県	3,600	720	360	360
19 山梨県	3,400	680	340	340
20 長野県	9,200	1,840	920	920
21 岐阜県	8,800	1,760	880	880
22 静岡県	16,400	3,280	1,640	1,640
23 愛知県	35,800	7,160	3,580	3,580
24 三重県	7,800	1,560	780	780
25 滋賀県	6,800	1,360	680	680
26 京都府	11,000	2,200	1,100	1,100
27 大阪府	39,000	7,800	3,900	3,900
28 兵庫県	24,600	4,920	2,460	2,460
29 奈良県	5,600	1,120	560	560
30 和歌山県	4,000	800	400	400
31 鳥取県	2,400	480	240	240
32 島根県	2,800	560	280	280
33 岡山県	8,600	1,720	860	860
34 広島県	12,800	2,560	1,280	1,280
35 山口県	5,800	1,160	580	580
36 徳島県	3,000	600	300	300
37 香川県	4,400	880	440	440
38 愛媛県	5,800	1,160	580	580
39 高知県	3,000	600	300	300
40 福岡県	23,600	4,720	2,360	2,360
41 佐賀県	4,000	800	400	400
42 長崎県	6,200	1,240	620	620
43 熊本県	8,200	1,640	820	820
44 大分県	5,200	1,040	520	520
45 宮崎県	5,200	1,040	520	520
46 鹿児島県	7,800	1,560	780	780
47 沖縄県	8,400	1,680	840	840
	550,000	110,000	55,000	55,000

第5回 都道府県供給見込量

1ml、10ml供給分		
	都道府県 配分割合(%)	配分量 (投与回数)
	全国	5,725,200
1	北海道	221,800
2	青森県	58,400
3	岩手県	57,800
4	宮城県	103,800
5	秋田県	41,800
6	山形県	51,000
7	福島県	93,600
8	茨城県	134,400
9	栃木県	91,800
10	群馬県	93,600
11	埼玉県	321,200
12	千葉県	274,000
13	東京都	505,200
14	神奈川県	404,000
15	新潟県	101,600
16	富山県	48,800
17	石川県	53,800
18	福井県	38,400
19	山梨県	39,000
20	長野県	101,600
21	岐阜県	98,600
22	静岡県	175,800
23	愛知県	365,400
24	三重県	86,800
25	滋賀県	70,800
26	京都府	114,600
27	大阪府	403,600
28	兵庫県	259,800
29	奈良県	61,200
30	和歌山県	43,600
31	鳥取県	26,600
32	島根県	31,200
33	岡山県	90,800
34	広島県	132,200
35	山口県	62,400
36	徳島県	32,800
37	香川県	45,800
38	愛媛県	62,400
39	高知県	31,600
40	福岡県	232,000
41	佐賀県	40,800
42	長崎県	65,800
43	熊本県	83,400
44	大分県	52,600
45	宮崎県	52,600
46	鹿児島県	78,200
47	沖縄県	83,400

※ 配分量は実際の製造結果や配送時の包装単位によって変更になる場合がある。